

法令遵守宣言

本法令遵守宣言は、ここに特定される製品の発売時点での状態についてのみ言及しています。かかる時点以降に追加された部品、行われた取り扱い、実施された変更は、明確に除外されます。本宣言は、関係法令(もしあれば)およびハバジット社の技術文書にて定められた規定に適合しない条件下で製品が使用された場合、無効となります。製品は、繰り返し使用のみを対象としています。

ここに特定される製品が以下の食品接触に関する法令を遵守していることを宣言します。

FNB-7EZWH+H15

本製品には以下が含まれます。 ポリウレタン, ポリエステル

Due to differing governmental regulations HabaGUARD / HyGUARD H15 equipped products are only for use in: USA and Japan. Compliance with regulations in other countries has to be ensured by the user.

USA

FDA, 21 CFR parts/sections 177.2600 rubber articles intended for repeated use, 177.1630 polyethylene phthalate polymers, 178.3297 colorants for polymers.

本製品は、本規則で定められた関連要求事項を満たしており、下記への直接接触に適用可能です:

- 米国連邦規則集第21編、177.2600 (e)項および(f)項、(I、II、III、IV-A、IV-B、V、VII-A、VII-B、IXなどの食品タイプ)に準じる、水性の、酸性の、および脂肪/油脂性の食品
 - 米国連邦規則集第21編、176.170 (c)項、表1のVI-Aの食品タイプに記載された(最大アルコール8%までの)アルコール性食品
 - 米国連邦規則集第21編、176.170 (c)項、表1のVIII、IXの食品タイプに記載された、乾燥した食品(表面の遊離脂肪や油分の含有を問わない乾燥固形物)
- 米国連邦規則集第21編、176.170 (c)項、表2に記載された使用条件E(室温下での充填および保存、容器内の熱処理なし)からG(冷凍)

EPA(米国環境保護庁): 前述のコンベヤベルトに使用されている工業用マイクロ制生剤は、殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法(FIFRA)における、米国連邦規則集第21編、174~186(両項を含む)に記載されている重合体で製造されたベルト表面の腐敗や汚染の原因となりえる微生物の繁殖を抑えるために食品接触用に使用される成分として、EPAに登録されています。制限事項: 室温以下の使用用途。本製品は、食品由来細菌(または病原菌)に対しユーザを保護するものではない。使用するたびに、本製品を十分洗浄すること。

Japan / 日本

改正食品衛生法のポジティブリスト制度の規制対象となります本製品について、以下の適合性を確認しています。
- 食品衛生法(昭和22年法律第233号)第18条の規定に基づき制定された「食品、添加物等の規格基準」(昭和34年厚生省告示第370号)第3のAの8に従い、別表第1に収載された原材料で構成されていること。
- 同じく厚生省告示第370号の第3のDの2の(1)一般規格、および同(2)の個別規格の当該部分、また必要に応じて第3のEの器具又は容器包装の用途別規格(旧乳等省令を含む)を満たしていること。

製品の製造と宣言の発行元

Habasit (UK) Manufacturing
John Escritt Road
Bingley
West Yorkshire, BD16 2ST
United Kingdom

Reference: BW 20

この文書は電子的に作成されたものであり、署名なしでも有効です。